

平成30年度 第12回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

平成31年（2019年）3月28日

日野市教育委員会

平成30年度第12回日野市教育委員会定例会

開催日時 平成31年(2019年)3月28日(木)
14時00分～16時00分

開催場所 教育委員会室(506会議室)

出席委員 教 育 長 米田 裕治 委 員 高木 健夫
委 員 西田 敦子 委 員 濱屋 浩
委 員 真野 広

欠席委員 なし

議事録署名委員 委 員 真野 広

事務局出席者 教 育 部 長 山下 義之 教育部参事 金子 龍一
(庶務課長事務取扱) 教育部参事 宇山 幸宏
教育部参事 志村 理恵 主任統括指導主事 重山 直毅
(総務・施設課長) 学 校 課 長 加藤 真人 教育支援課長 横井 和夫
教育センター事務長 阿井 康之 生涯学習課長 木村 真理
中央公民館長 佐藤 早苗 図書館長 飯倉 直子
郷土資料館長 清野 利明 学校課主幹 山口 敦子

傍聴者 なし

書記 庶務課課長補佐 中村 守助
庶務課主事 玉木 伽奈

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

委 員

真野 広

議事録署名

教 育 長

米田裕治

議事内容

議案

- 議案 未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次学校教育基本構想）の策
第45号 定について
- 議案 平成31年度（2019年度）の主要な取り組みの策定について
第46号
- 議案 日野市立小・中学校における働き方改革推進プランの策定について
第47号
- 議案 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について
第48号
- 議案 日野市立小中学校学校司書嘱託員設置要綱の制定について
第49号
- 議案 日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について
第50号
- 議案 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について
第51号
- 議案 日野市立学校の学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
第52号
- 議案 日野市立教育センター所長の任命について
第53号
- 議案 日野市適応指導教室設置要綱の全部を改正する要綱の制定について
第54号
- 議案 日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定
第55号 について
- 議案 教育委員会職員の分限休職について
第56号
- 議案 教育委員会職員の分限休職の専決処分について
第57号
- 議案 教職員の内申の専決処分について
第58号
- 議案 教育委員会職員人事について
第59号
- 議案 日野市立学校長の措置について
第60号

請願審査

- 請願 特別に支援を要する児童への対応に関する請願
第30-1号

報告事項

報告事項
第27号

行政情報の公開請求

報告事項
第28号

図書館の立川市及び国立市との相互利用開始について

(議事の要旨)

開始 14時00分

[米田教育長]

ただいまから、平成30年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名は、真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加議案も含めまして、議案16件、請願審査1件、報告事項2件です。会議の進め方ですが、まず請願審査を先に行い、その後議案第45号から順次、審議を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、議案第56号・議案第57号・議案第58号・議案第60号は、公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認め、まず請願審査を行い、その後議案第45号から順次、審議を進めます。議案第56号・議案第57号・議案第58号・議案第60号は会議規則第12条の規定により公開しない会議とし、会議の最後に審議します。

[米田教育長]

請願第30-1号・特別に支援を要する児童への対応に関する請願、について事務局より説明をお願いいたします。

請願第30-1号 特別に支援を要する児童への対応に関する請願

[山下教育部長]

請願第30-1号・特別に支援を要する児童への対応に関する請願、の趣旨についてご説明申し上げます。

日野市では、特別に支援を要する児童への対応をリソース教室やステップ教室などの制度等を用いて対応しているようですが、対応に苦慮しているケースが多くあります。この問題の解決を図るため、市内全小学校に固定の特別支援学級を設け、全ての児童に適切な教育環境と指導を行ってほしいということ。または、全学校・全クラスに学習サポーターを設置していただきたい。以上が今回の請願趣旨でございます。

[米田教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

[米田教育長]

それでは、どうぞお座りいただいて。

では、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

このたびは、私の意見を請願として議題に取り上げていただきまして、ありがとうございます。

今回の請願に至った個人的な背景は陳情を読んでもいただければおわかりかと思いますが、今回、娘の小学校のクラスでの事態を私は目の当たりにしまして、今の公立小学校が抱えている問題というのをそこで初めて自分の問題として認識しまして、今の子どもたちが大きくなって子育てをするときに、やはり今の問題がより良い方向に解決されていってほしいという問題意識を持ったという経緯があります。

これからは多様性の時代と言われますが、それぞれの子の個性を受け入れれば、集団の中でどうしても区別しなければならぬ活動領域というのが出てくると思います。それは差別ではなくて、それぞれの子の個性に応じた指導が柔軟になされるべきだと思います。これからの時代、クラスの中でいろんな個性を持った子が増えていて、多様性を受け入れていくというのなら、小学校は情操教育の一面もあると思うので、クラスの中でクラスの全員が、あの子は私とは違う個性を持っているということは認識して、それでもどちらもみんなが尊重されて、自分の人生を創造していく権利があるのだということを子供たちがお互いに認識しないと、やはりいけないのではないかなと思います。

個性が違うということは悪いことではなくて、人生の多様性の一つに過ぎなくて、ただ、その子それぞれの幸せに至る過程が違うだけなんだという、そういう教育を、そういう前向きな教育をしていただきたいというか、違うことが罪悪感みたいな、そういう違いを恐れない教育というか、そういう視点での教育がやはり必要なのではないかなと思いました。差別は許されませんが、その子の個性に応じた対応という、どうしても区別と言わざるを得ないような対応もどうしても出てきてしまうと思うんですけれども、それを区別と言ってしまうような状態になってしまっても、そういうことを必要以上に恐れている、これからのやはりどんな理想も絵に描いた餅に終わってしまうのではないかなと私は感じました。それを踏まえると、いろんな子がいるという今の公立小学校の状況を考えると、一人の担任の先生が全ての子のいろいろな発達に応じて、いろんなグラデーションがある中で、一人の担任の先生が全ての子に行き届いたケアをするというのは、私は難しいと思いました。

それと今回、娘のクラスの事態を見て、家庭の教育が学校の教育の地続きになっているんだという意識を各家庭が、地域が持たないと、やはり本当の根本的な意味での教育として完成しないんじゃないかなというのは私もすごく感じて、言葉遣いとかって家庭でまず学んでいかないと学校でいくら強制しようとしても限界がありますし、教育委員会の構想にもありましたけれども、地域の人に関わっていかないと本当の意味での教育としては完成されないんじゃないかなというのを思いました。そういう意味では八王子の学習サポーターという制度が、地域のお母さんがもし参加できるという意味ではやはり参加の足掛かりになるので、そういう制度が私は好ましい制度だなと思いました。参加すれば、親が関わることの重要性ってほとんどの方が認識してくださるので、例えば参加する足掛かりがないと、関わる足掛かりがないとなかなか今の小学校の状態というのを認識できないと思います。

説明は以上です。

[米田教育長]

ありがとうございました。

この件につきまして、質問がございましたらお願いします。事務局への質問になります。
高木委員。

[高木委員]

今の請願の背景なり事情については説明いただき理解したわけですが、今回の請願内容に基づいて、まず通常学級における特別な支援を要する児童への対応について、日野市の対応の考え方なり状況について、事務局から説明いただければありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

[重山主任統括指導主事]

通常の学級での対応についての考え方ということでご質問いただきました。

まず一番大前提に全ての子供たちが前を向いてしっかり進んでいけるように考えているということがこれまでの一番根幹にある考え方であります。通常の学級における全ての子供が参加し、わかる授業を目指しての授業改善を進めてきました。また、子供によっては日野市ならではのリソースルームでの指導、支援、ステップ教室、特別支援教室での指導、支援も仕組みとしてはもっています。また、学級支援員であったり学生ボランティアであったりという人材が、支援が必要な子供に付くような仕組みも現実にある状況にあります。

一方、様々今回お示しいただきましたけれども、例えば複数の組に入って対応するであるとか、学校として組織的に対応すること、そして支援員を早期に配置するとか、様々なことについて十分対応しきれてきたかどうかということについては課題を感じています。また、学級という集団に対していろんな子供たちの違いを認められる、それが受け入れられる学級経営をしていくことと、先ほどお話した個に対するリソースルームであったり支援員を付けたり、特別支援教室のような仕組み、それぞれを両方きちんと機能させながら全ての子供を伸ばしていくということを改めてきちんと考えて、さらに充実させていく必要があるというふうに考えているところです。

[米田教育長]

ほかに質問がございますか。高木委員。

[高木委員]

具体的な請願の中身にふれますが、八王子市の例を挙げて、八王子市は学習サポーターを配置をされているとあるわけですけれども、日野市では学級支援員がということで今説明がございましたけれども、その配置の状況ですとか、実際、対応の状況についてご説明いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

[重山主任統括指導主事]

平成30年度は市内の学校に35名の学級支援員の方に入ってください支援をしていただいております。学校から、この子について支援員を付けてほしいというような要請があつて付くわけですけれども、ときには教室から外に出てしまうようなケースに寄り添って、まず落ち着いて教室に戻ってくるまで見守ってあげる、声をかけてみるというようなケースであったり、教室の中で子供の横で、今授業がこういうふうに進んでいるんだよということを教科書のページを指して示してあげたりとか、そういうようなことをしながら関わってもらっています。なかにはそれを数カ月続ける中で子供に変化が見られるようなケースもありますが、全てが短期間で大きな変容をしているわけではないということも実際に

あると思います。以上です。

[米田教育長]

ほかに質問ございますか。西田委員。

[西田委員]

それでは請願文の中にある固定の特別支援学級について、もう少し日野市の現状はどうなっているのか、また、課題等も含めながら方針も含めて、合わせて詳しく説明していただきたいと思います。

[重山主任統括指導主事]

日野市の固定の特別支援学級について説明させていただきます。小学校については知的障害の固定学校は6校、中学校においては知的障害の固定学級が3校、自閉症・情緒障害の特別支援学級が中学校に2校ある状況になります。

小学校の知的固定につきましては今その6校で施設が足りなくなるような状況もなく、また多過ぎるというような状況もない中で、一定の数はこれで確保されているのかなというふうに考えています。自閉症・情緒障害の固定級につきましては現在、中学校に2校あり、教科指導と自立活動を中心とした教育課程を編成し指導しています。小学校につきましてはいろんな実際例も様々研究している中ですが、大きな課題がある中でそれをどういうふうにしていくのかということが検討されていかなければならないのはわかっております。日野市においても他市の状況等踏まえながら、研究、検討をしていくものというふうに考えているところです。

[米田教育長]

ほかに質問ございますか。真野委員。

[真野委員]

今ご説明があったところとちょっと関連しますけれども、そういう固定の学級に進むのか、普通の学級でいくのかということの入口の辺り、どんなタイミングで、どう進められているのかという辺りを教えていただければと思います。

[重山主任統括指導主事]

就学・進学相談という仕組みと転学相談という仕組みがあります。小学校や中学校に就学・進学する際の子供たちの発達の状況や課題等に応じて適切な学校や学級はどこなのかという相談をするのが就学相談、進学相談ということになります。その就学相談委員会では、医師や有識者、臨床心理士、校長、担任等が、それぞれの専門家が行動観察や面接などを行いながら適切な就学先について、保護者、子供に提案をしていくということになります。

転学相談についても、小学校、中学校に入学した後に、その必要性があるかどうかということについて相談をする仕組みになっています。専門家等の提案等を受けて、それを保護者の方、子供が受け止めた上で、どういうふうに進学していくかということとは決めていくということになっております。

[米田教育長]

ほかに、いかがですか。真野委員。

[真野委員]

学習サポーターの配置のほうですけれども、先ほど日野市でも学級支援員が35名いますという話がありましたが、その学級支援員という人が、要請があったときにどんな形で配置が進んでいくのかというところを教えてくださいたいと思います。

[重山主任統括指導主事]

学校から要請があり、そのお子さんの授業を観察した上で配置をするかどうかということを決めて、日数等を検討した上で配置をしていくということになっています。それが学級支援員という仕組みですけれども、そのほかにも先ほどお話した学生のボランティアであったりというのがこの仕組みとはまた別で学校に入っていて、クラスに入って子供たちと関わっているようなケースもあります。

[米田教育長]

ほかに質問はございませんか。西田委員。

[西田委員]

その知的障害の固定学級、今6校で配置されていますね。それがどういう考えで6校選ばれているのか、地域ごとの配慮があるのかどうか、その辺をお話ください。

[重山主任統括指導主事]

知的の小学校の固定級、学級数は各校で2学級だったり3学級だったり違いますけれど6校に設置されています。完全に地域分割がされているわけではありませんが、市内に広がって6箇所を設置されているというふうに捉えています。

[米田教育長]

ほかにご質問はよろしいですか。

それではご意見をお願いいたします。濱屋委員。

[濱屋委員]

請願者が話してくださった内容には共感できる部分がたくさんありました。それは一人の担任の先生が全てその子をケアするのは難しい現状がある、それもそのとおりだと思いますし、家庭の教育が学校教育、地続きになっている、これもおっしゃるとおりだと思います。それから、いろんな方が参加すること、特に親が関わることの重要性も話してくださいました。こういったことは全て今回の第3次の学校教育基本構想が理念としている、ともに地域の方も保護者も社会も関わって、育ちあいを、学び合いを支えていきましょうという方向に合致するものだと思います。

もう一点、差別と区別という話で、必要以上に区別することを恐れてはいけないというふうにおっしゃっていたと思いますが、これも大事な指摘ではないかなと思いました。2010年に、「通常学級での特別支援教育のスタンダード」という日野市の先生方が実践された本が出版されました。監修された小貫先生が前書きを「分離からのゆりもどし」というタイトルで書いておられます。『学校が個性に応じるという教育を教育の発想自体はまったく自然です、大切なことです。』つまりこれは固定学級を置くことの合理性についてお話になっているわけですね。『一方で、この教育の機能を突き詰めていくと「同じ社会に共にある」という部分が置き去りにされやすいのも事実なのかもしれません。』というふうに指摘されています。そのあとの現状の認識として、こういった社会の流れと学校という場が期待される機能との矛盾の折り合いをつける作業は途切れることなく続いています。こ

これは8年前に書かれた文章です。

その後、平成26年に障害者の権利に関する条約が日本でも批准されて、流れはやはり包み込む側に変ってきているんじゃないか、そんなふうに考えます。包み込むというには、障害のある子もない子も共に学んでいける方向を目指すというのが世界的な潮流ですし、日野市もそれに向かっていくのがいいのではないかなというふうに考えています。

今回、請願の具体的な提案は、全ての学校に固定級を配置するということですが、その子に見合った指導の仕方というのは、学級という固定した場をつくらなくもできることはまだ他にもあると思いますので、それを目指していくことがいいのではないかなというふうに考えます。ですので、全ての学校に固定級を配置するという請願については、不採択ではないか、と思います。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。真野委員。

[真野委員]

今のお話と関連するんですけども、私も先ほどの請願者からのお話を伺って多くの共感する部分がありました。差別と区別というところが非常に考えねばならないポイントだなと私も感じました。ただ根底には、子供たち一人一人がどう成長していけるのかといったときの、一人一人、クラスなのかもしれませんし、子供一人一人に必要なときに必要なサポートをいかにタイムリーにやっていけるのか、こういうところが非常に大事になってくるかなというふうに思いました。

またもう一つは、今、社会においても企業もそうなんですけれども、いろんな人を受け入れて、いろんな人がいる中でいかにそれぞれ力を発揮して輝いていくか、こういうテーマで社会も今進んでいる状況もありまして、そういう面では縮図として子供を育てる場というのも社会に自ずとつながっていかないといけないのかなと思います。

そういう面でいいますと、全校に固定の特別支援学級をとるところにつきましては、私も不採択かなというふうに思っております。

[米田教育長]

高木委員。

[高木委員]

私自身も請願者の説明を聞いて、基本的な認識といいますか思いは特に変わらないなとか、そういう課題認識は持つところでありまして、また今、日野市の運用の状況なり制度の仕組みの内容を聞くと、特に何か不足しているとかいうことではないんじゃないか。ただ現実的な課題については今、主任統括指導主事のほうからも説明がございましたように、やはり組織的な対応ということでは一部、課題、問題があるのかなということは感じております。したがって、今話がありましたけれども、今年度中に決める第3次学校教育基本構想の中での個々の子供さんの支援のあり方、あるいは、まさに十人十色、百人百様、どのように子供たちを全体として応援をしていくかというふうなことについては現在進行形の課題でもありますし、そういった中でも十分論議をしながら対応していくべきだろうというふうに思っています。

そんなことで、具体的な今回の請願、2件ほどあるわけですが、全小学校に固定の支援

学級を設置しということについては、現状、今説明も聞いていただく中で、基本的な数については充足しているという認識なり、全小学校に配置ということでの必要性はあまり感じないというふうに考えていますので、この点については、不採択ということと考えております。

また2点目の学習サポーターの全小学校・全学級に学習サポーターの配置をとということですが、この辺についても今回の対応について事例を考えれば、課題、問題があったのかもしれませんけれども、全小学校・学級に配置を、まさにその必要性があるか、その妥当性があるかということでは、現状の課題がある中でもうまく組織的に生かすということを行いながら、数については35名でどうかということがあるならば、今後の中でまた論議、検証しながら増員なり、また今回、八王子においては広く市民の皆さんも参加できるというふうな仕組みをつくっているということですから、日野市の仕組みもその辺について見直す点があればその辺の改善も織り込みながら今後の中で検討していただきたいというふうには考えています。請願の趣旨から配置については、これについても不採択ということと考えていきたいと思っております。

[米田教育長]

西田委員。

[西田委員]

今、請願者のお話を伺いまして、言葉には言い表せない様々なことがお子様のクラスの中であって、お子さんも苦労され親御さんもさぞ辛い思いをされたんだろうということ強く感じております。私も学校現場に長くおりましたのでそのご苦労はよくわかります。教育委員会としても、その早期解決のために支援が必要だった、もっと何か良い解決の方法があったのではないかという反省もいたしております。今後、学級でいろいろなことがおきた場合には、どうしてその問題が起きたのか、そのためにどのようにして解決をしていったらよいのか、教育委員会としてはどのようなフォローをしていくのか等、方針を立てていきたいと思っております。

只今、請願者から、違いを恐れない教育が大事だとか、個性が違う、それをお互い認め合うことが、それぞれの道が違うけれども、幸せになる道なのだとか、一人の先生では発達に応じた全ての子供のケアはとても難しいのではないかと、家庭の教育や地域がもっともっと力を付けていかなければ本当の教育の完成はないのではないかと、というようなお話を伺いました。たいへん共感いたしました。本当にそのとおりだと思えました。

日野市では、特別支援教育に一生懸命取り組んできました。他市に先がけてリソースルームも設置して、全学校にそれを設置できました。また東京都のほうの方針でステップ教室も設けることができるようになって、それもさらに充実させているところです。今後、第3次日野市学校教育基本構想では一人一人の違いを認め合いながらそれぞれの学びを大切にしていこうという方針をうち出しております。そして、家庭、地域、学校そして子供自らが一緒になってその学びを進めていこう、環境をつくっていこうとしているところですので、是非それに期待していただき、一緒に参加していただきたいと思っております。

子供が固定の特別学級で学習するよりも、通常の学級にいてお互いがそれこそ今請願者がおっしゃったように違いを認め合いながら、そしてその良さを生かし合いながら生活を

して、学習をしていく方が、子供たちが将来それぞれの個性を大切にしながら一緒になって社会生活や家庭生活をつくっていく上の良い基盤を作ると思うのです。そういう意味で、この固定の特別支援学級を、全ての学校につくっていくということに対しては、私は賛成できかねます。

それから学習サポーター、学級サポーターについては日野市でも進めていますので、さらに充実していくことは大事だと思います。また指導者の研修を行って力を付けていくということはもちろん大事なことだと考えています。

[米田教育長]

請願をされた方の、百人いれば百人皆違う、全てグラデーションのようにいろんな個性とか特性があって、その全ての子を一人で担任がケアをしていくという今までのやり方というのはもう脱却をしていかななくてはいけないというふうに思います。日野市独自のリソースルーム、それからステップ教室はやっているんですけども、まだまだやっぱりいろんなことが整っていないと一人一人が安心して自分を伸ばしていく、そういう学習環境にはまだ至っていないのかなと思います。

3次構想の素案の中には、一律一斉の学びから自分に合った多様な学びと学び方へという、そういうことが謳われています。一律一斉の中である意味ストレスがたまる子もいるということは、これはもう現実ですので、いろんな子がいる中でどういう授業形態をどうつくっていったらいいか。ときにはいろんな人と協力し合ってその子供の学習を進めていくということも大事でしょうし、そういう中では地域の人や家庭の方が子供ってどういう存在で、一人一人がどういう特性があって、それは子どもの中でどんな必然性があるか今そういう現実があるのかという広い理解があって、その中でみんなでチームを組んでということが必要な時代かなとつくづく思います。

それを一つの学校だけで背負っているということ自体が僕らが力が足りないのかと思います。一つのクラスの出来事は学校全体でもあるし、僕ら教育委員会全体ことでもある。いろんなことが起きたときに早期にどんなことができるか考えていくことかなというふうに思います。そこについては本当に足りないところがあるということは現実ですので、そこはしっかりと反省をして、新たないろんな必要な取り組みについてはチャレンジをしていきたいと思います。それから、この3次構想の素案をかなり読んでいただいているかなと思いました。感謝いたします。みんなで本当にこのことが実現できるような努力はしていきたいと思います。

ただ、私も他の教育委員の方がお話をされましたように、就学時にいろんな専門家とご家庭の中で相談し合って、例えば固定級に行かれるお子さん、普通級に行かれるお子さんがあって、その中でみな一人一人がより良く伸びていく、それも集団として伸びていくというそういうやり方をこれからも発展させていきたいかなというふうに思います。そういう意味では、固定の特別学級を全小学校に設置というそういう状況ではないかなというふうに私は思います。

それから、状況に応じて、サポーターが入っていくということかなと思いますので、その点については、採択はできないかなと思いますので、そういうことでの不採択というのが私の意見ですし皆さんのご意見だったと思います。それぞれお一人お一人お話いただき

ましたけれども、結果的にはこのところで不採択なんですけれども、その趣旨については本当に日野市を応援していただいているなというふうに思いますし、我々ももっともつと努力をしていかなければいけないかなと思いました。

結論的には、請願としては不採択と思いますけれど、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

請願者の趣旨についてはしっかり汲ませていただいてということです。ありがとうございました。

それでは、請願第30-1については、不採択ということに決しました。

[米田教育長]

ここで議事の都合上、休憩をとります。14時40分から再開します。

休憩 14時35分

開始 14時40分

[米田教育長]

引き続き、定例会を再開いたします。

議案第45号・未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次学校教育基本構想）の策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第45号 未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次学校教育基本構想）の策定について

[加藤学校課長]

1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第45号・未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次学校教育基本構想）の策定について、ご説明をさせていただきます。

はじめに提案理由でございます。教育基本法第17条第2項に基づき、第3次学校教育基本構想を策定するものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。

こちらが策定する未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次学校教育基本構想）でございます。

それでは、これまでの基本構想策定に向けた経過について、少し最初にご説明をさせていただきます。

平成31年3月をもって第2次日野市学校教育基本構想の5年間の期間が終了いたします。これを受けて、平成31年4月からの5年間の理念やビジョンを示す第3次学校教育基本構想、未来に向けた学びと育ちの基本構想の策定を進めてまいりました。

策定にあたりましては、検討委員会を立ち上げ検討してきたところでございます。委員会の委員は、学識経験者ですとか私立幼稚園の園長、小中高等学校、特別支援学校の校長、

P T Aの代表、地域の関係者、公募の市民、行政関係者の22名の委員で検討を進めてきたところでございます。委員長には横浜国立大学教授の梅澤秋久先生、副委員長には日野市内の小中学校の出身者で前GEヘルスケア・ジャパン代表取締役兼CEO、現アルテリア・ネットワークス株式会社代表取締役社長の川上潤さんをお願いをいたしました。

検討委員会では第1回から第5回までは、未来に向かって子供たちに何を育てほしいか、地域の中で育つ子供たち、未来の学校、学びを構想する、日野の学校現場から、困難を抱えた子供たちとともに生きると題し、世界で活躍する人材、地域で活動する方、中学生、高校生、教育哲学者、学校の教員、ほとんどの関係者など、様々な人から学び、議論を進めてまいりました。

また、第6回から8回までの検討委員会での議論をもとに基本構想の素案を作成し、併せてパブリックコメントを実施したところでございます。

基本構想案のパブリックコメントは今年の1月15日から2月15日の期間で実施し、2名の方からご意見をいただきました。お一人の方からは、基本構想の位置付け、基本構想の活用の仕方、対話をするためには参加が必要である、日野市で行う意義は育成したい力を明確にしたほうがよい、などのご意見をいただきました。

またもう一人の方からは、とてもきれいで素敵な構想を拝見しました。内容もとても充実していて驚いています。特に、対話、遊びが盛り込まれている着目点に子供のいる親としてありがたさを感じています、などのご意見をいただきましたところでございます。

これを受けまして第9回の検討委員会では、これらパブリックコメントでいただいた内容について議論を行い、パブリックコメントへの回答内容について全員で確認し、また、この基本構想についても素案のとおり策定を進めることをこの検討委員会の中で確認をしたところでございます。以上のような経過で策定を進めてまいった基本構想でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。

第9回の検討委員会でパブリックコメントに付した素案をそのまま検討委員会の案とするということでございます。それを受けて、教育委員5人でもう一度この文章について見ました。「遊び」のところと「地域ふるさと 地活」という部分について、若干文章的な整えはいたしましたけれども、あとはそのまま素案のものを今定例会の議案として上程しております。

それでは、ご質問がございましたらお願いたします。高木委員。

[高木委員]

関係者のご尽力で非常に立派な、いい第3次基本構想ができたというふうに感じています。ありがとうございました。それで、この基本構想の具体化についての進め方の考え方について伺いたいのですけれども、特に家庭ですとか地域への期待が3次構想として大きいかなと思うのですけれども、パブリックコメントの中でも出てきたように、位置付けですとか意味合いがというところについて、まだ市民の皆さんへは、これからだというふうには思うのですけれども、その辺具体的にどのように理解なり協力を得ていこうとしているのか、現時点の考え方でいいのですけれども、説明していただければと思います。

[重山主任統括指導主事]

この未来に向けた学びと育ちの基本構想をどのように地域、保護者の方に理解していただくことだと思います。この検討委員会にも保護者の方、地域の代表の方に出させていただきながらこの構想を構築してまいりました。また、例えば市P協の皆さんに素案の段階であったり、いろいろなお話をさせていただいてきているところでもあります。1月16日の市P協と学校と、麴町中学校の工藤先生のお話を伺って一緒に考える会でも、対話を通して新しいものを生み出していく、そういう機運が一つ一つ生まれてきているかなと思います。

具体的には、中学校の部活動のあり方について保護者も一緒に努力してというようなお言葉をいただいていたたり、PTAのあり方とか学校との関係性について少しずつ新たなものが生まれ始めているのかなと思っています。様々な機会を通して、保護者、地域、そして子供たちに伝えて、一緒に考えて、対話を通して新たなものを創り上げていくということを進めていければと思います。

[米田教育長]

あわせて、7月にひの煉瓦ホール大ホールで教員の全体研修会を例年やっています。平成31年度の全体研修会は工藤校長先生にまた来ていただいて、1階は教員、2階の席を保護者の方に来ていただいて、この前の1月16日は二中の食堂のキャバでしたので、今回、7月は全教員、あと保護者も2階の席、フルオープンで、みんなで一緒に聞き合おうよと。やっぱりみんなで作っていく教育活動なんだ、学びと育ちの活動なんだということをもっともっといろんな家庭に発信していきたいと思います。

それから、これは子供たちを通して全家庭の方に、このままの形で各家庭の方に届きます。各家庭ではこれを我が事として考えてもらいたい。それから、各学校でいろいろな取り組みが始まっていく、それをみんなで作っていくという、そういう輪をどんどん広げていきたいと思います。

それから地域ですけれども、例えばこの3月議会の中で地域協働課が行っている8地区の地域懇談会の中に中学生が出てきて、中学生が地域における多世代のつながりという中でいろんな発言をして、それが実際に実現してきている、そういう地域もあるということです。子供たちが地域に出ていって、子供たちの学びの活動とともに、地域の大人とともに創り上げていく、そういう活動も既に始まっている。そういう意味では地域もそういう発信をしていきたいと思いますし、また、いろんな取り組みが始まっていることをいろんな方法で日野の中でしっかりとみんなで共有できるような、みんなが知恵を出し合えるような、そういう環境を一步一步進めていきたいと考えております。

[米田教育長]

ほかにご質問はございませんか。なければご意見を伺います。西田委員。

[西田委員]

大変すばらしい基本構想だと思います。たくさんの市民の方々、地域の代表者、学校関係者、学識経験者が、未来を見据えながら未来に生きる子供がどんな力を育てほしいか、そのためにどんな学びであったらよいか、しっかり時間をかけて考え、議論を重ねてつくり上げてきた基本構想であると自負しています。

従来の基本構想とはかなり内容的にも、言葉も、表現の仕方も異なってきましたので、

保護者や市民の方にも理解していただき協力していただくために、それこそ丁寧に、ここに書かれている「対話」を、粘り強く進めていきたいと思えます。

また、学校は迷わず大胆に進めて行ってほしい。それを教育委員会はしっかりとフォローしていきたいと思えます。教育は、創造的な活動ですので、みんなで知恵を出し合い、対話を重ねながら、自信を持って進めて行ってほしいと思えます。

基本構想の表紙のどの文章も味わい深く、読めば読むほどいろんなものが思い浮かぶ、いろんなことを考える、そしていろんな発想が生まれてくる内容です。特に私はしっかり皆さんに読んでいただきたいと思うところは、「すべての“いのち”がよろこびあふれる未来をつくっていく力」の下に書かれている二つのかたまりです。私は読むたびに感動して本当にそうだと思うんです。「私を私が安心して認めることができる 人を認める 人を受け入れる その人の良さを認める 見つける そして 自分の世界がひろがる 自分として生きていく」、一人一人がこの思いを大切にしながら子供たちを育てていきたい。子供が育って行ってほしいと思えます。

それから右側です。「ひとりひとりの“いのち”ひとは多様です みんなが認め合い それぞれの良さを最大限に発揮し合います 大人は 子供を受け止め信頼し まかせ支えます 子供たちは 信頼され まかせ支えられ 私らしく生きます そして今を生き 未来をつくっていきます」、これは日野市の教育委員会の教育宣言でもあると思うんですね。

私は読むたびに、良い言葉をここに書き記せて良かったと思っています。

[米田教育長]

ご意見をお願いします。濱屋委員。

[濱屋委員]

構想を読んだ印象は、本編が楽しみになる映画の予告編を観たような気持ちがいたします。次に何ができるんだろう、どういう人が出てくるんだろう、どんな活動があるんだろう、わくわくします。特に学びの方向性を打ち出したところが良いのではないかと思います。「一律一斉の学びから 自分に合った 多様な学びと学び方へ」というところです。もう一つ、「自分たちで考え 語り合いながら生み出す 学び合いと活動へ」ということで、何か学習対象をただ単に知っているというだけじゃなくて、どういう問いを持つことができるかというのが何かを学ぶときにとっても大事なことです、そういったことを気付かせてくれるいい構想だと思います。

やはりキーになるのは、西田委員もおっしゃっていましたが対話ではないかと思えます。パブリックコメントを寄せてくださった方の意見に対話について、先生も子供も取り巻く保護者にも、その壁を越えた対話の機会がほしいですというふうに書いていらっしゃいました。やはりまだ壁を感じている、参加しづらさを感じている方もいると思うので、壁を取り払って、ますますいろんな対話が進んでいくような取り組みをこれからしていければいいのではないかな、そのように感じました。

[米田教育長]

真野委員。

[真野委員]

私もこの一つ一つの言葉がすごく、宝の言葉が散りばめられている、いいものができて

本当に良かったなという思いでいっぱいです。薄く対話と書かれているんですけども、この言葉を読んでも受け止め方も様々でしょうし、また、どうそれを具体的にやっていくのかとか、いろんなやり方の違いも当然あるかなと思うんですけども、それを乗り越えるベースになる本当に根底の何か思いというか志というか、そういうものが共有できる出発点になる、そういう拠所になるものができたのではないかなというふうに感じています。

[米田教育長]

西田委員。

[西田委員]

基本構想の一つの特色は、子供、家庭、学校、地域みんなで日野の「学びと育ち」をつくっていくというその表れとして、中学校生徒会サミット宣言を載せたことにあると思います。これは非常に良かったと思います。

[米田教育長]

私も、与えられる学びから自分をみつめていく学びへという、大きな流れだというふうに思うんですね。そのためには、一人一人違うんだから、一人一人に合った学び方とか学びをみんなで作っていくということかなと思います。

それともう一つは、自分たちが新しいものを生み出していくんだという喜びですね。対話の活動の営みの一番いいところは、より大切なものが生れていくということだと思うんです。そういう経験が日常の中にあふれていれば、一番初めに書いてある、「変化の速度と幅が大きく先の見えないこれからの社会」が到来しても、自分たちで知恵を出し合って多様な人たちとみんなが喜びあふれるそういう未来をつくっていけるんだという、そういう自分の拠所というのがこの字の中でしっかりと掴めるのかなと思います。

あと、この構想の特色の一つは、一番後ろに「自らの羅針盤を 自らが育てていく」そういう学び合いと育ち合いの関係をつくってくれたということ。最後に書いてあるのは、「みんなが育てて 自分も育てて」というこれですね。この「みんなが育てて 自分も育てて」というこの考え方って、とても日野は大事にしてきたし、これからも発展をしていく、そういうことかなと思います。

そういう意味では検討委員の方がいろいろ議論をした、その議論が発展していく中にはいろいろな考え方を提供してくれている方がいる。自分の思いを提供してくれている人がいる。それから、委員の人たちは委員会と委員会の間には自分のいろんな方と色々な話を重ねて、あの場に来て、出し合ったことと思います。そういう意味では、いろんな方々の知恵が合わさってできたものかなと思いますので、是非みんなで実現をしていきたいなと思います。

[米田教育長]

ほかにご意見はございませんか。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。未来に向けた学びと育ちの基本構想（第3次学校教育基本構想）の策定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第45号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

議案第46号・平成31年度（2019年度）の主要な取り組みの策定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第46号 平成31年度（2019年度）の主要な取り組みの策定について

[山下教育部長]

議案第46号・平成31年度（2019年度）の主要な取り組みの策定について、ご説明申し上げます。

提案理由でございます。平成31年度（2019年度）の主要な取り組みの策定をするものでございます。

次のページをご覧ください。

まず私から、学校教育部門についてのご説明をさせていただきます。

平成31年度からは、先ほどの議案第45号でご承認をいただきました未来に向けた学びと育ちの基本構想に基づく取り組みを進めてまいります。議案に示した資料では、上段部分に基本構想の理念あるいはビジョンを掲げておりまして、下段はそれらを踏まえまして7つのプロジェクト、事業を記載しているところでございます。平成31年度はこれらのプロジェクトや事業に取り組んでまいるということでございます。

学校教育部門については以上でございます。

[木村生涯学習課長]

それでは、生涯学習部門の主要な取組について、ご説明をいたします。

次のページをお開きください。

日野市教育委員会生涯学習部門の主要な取組でございます。平成26年度に策定いたしました日野市生涯学習推進基本構想・基本計画に沿った形で分類をいたしております。

この計画の中で視点を3つ、「学ぶ」「つながる」「行動する」に分けておりますので、その分類により取組を記載したものでございます。それぞれ、生涯学習課、中央公民館、図書館、郷土資料館の事業を項目ごとに記載しております。★につきましては重点取組となっております。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

補足の説明になりますが、議案の一枚目の学校教育部門の主要な取組につきましては、これは大きな考え方の骨格でございます。具体的な事業立てといたしましうかそれにつきましては、4月の定例会の中で議案として上程させていただきたいと考えています。

[米田教育長]

ご質問がなければ、ご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。平成31年度（2019年度）の主要な取り組みの策定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第46号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

議案第47号・日野市立小・中学校における働き方改革推進プランの策定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第47号 日野市立小・中学校における働き方改革推進プランの策定について

[加藤学校課長]

5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第47号・日野市立小・中学校における働き方改革推進プランの策定について、ご説明をさせていただきます。

はじめに提案理由でございます。このプランは、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できるよう環境を整備するとともに、働き方に対する教員の意識改革により、教育の質の向上を図るため、策定するものでございます。

次のページをご覧くださいいただきたいと思います。

表紙となりますが、日野市立小・中学校における働き方改革推進プランでございます。ここからはこちらのプランの中のページとなります。

次のページ、1ページをご覧くださいいただきたいと思います。

はじめに1番として、本プランを策定する目的でございます。

先ほど提案理由でも申し上げましたとおり、教員一人一人の心身の健康保持の実現と誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備するとともに、働き方に対する教員の意識改革により、教育の質の向上を図ることを目的として策定するものでございます。

次に2番として、本プランの目標値でございます。

平成31年1月に文部科学省から示された「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」では、1か月の超過勤務の上限を45時間、1年間の上限を360時間としております。本プランにおいてもこの上限を中長期の目標といたしますが、当面の目標としては「過労死ライン」となる週当たりの在校時間が60時間を超過する教員の数をゼロにすることとしております。

2ページをご覧くださいいただきたいと思います。

3. 取り組みの方向性でございます。

東京都が策定いたしました学校における働き方改革推進プランで示された5つの取り組みの方向性がございます。1として、在校時間の適切な把握と意識改革の推進、2として、教員業務の見直しと業務改善の推進、3として、学校を支える人員体制の確保、4として、部活動の負担を軽減、5として、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備でござ

ざいます。

これに加えまして本プランでは、6として、学校・家庭・地域の連携強化と協力活動の推進、7として、勤務時間外の業務が可能となることへの対応、8として、国・都への要望および働きかけ、についても方向性を示してしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

次に同じ3ページの中段でございます。

4. 具体的な改善策でございます。

先ほどの8つの取り組みの方向性について具体的な改善策を示したものでございます。

8ページになります。

5. 全体像でございます。

こちらは先ほどの具体的な改善策を表としてまとめたものでございます。

以上、本プランを策定し目標を掲げ計画的に取り組むことで、最初に申し上げました目的である教員一人一人の健康保持の実現、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境の整備、働き方に対する教員の意識改革、これらをもってしっかり教育の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願ひいたします。

高木委員。

[高木委員]

計画的には当面ということで、3年間ということで、目標は、過労死ラインとなる週当たり在校時間60時間を超過する教員の方をゼロにすることが、もっと何とか、事態は深刻だということではもっと早められないかなという思いが強いんですが、それはいろいろ都との目標があるので理解するとしても、各施策の進捗ですとか、各学校での取り組みの、これをどのように把握して管理していくのか、その辺の考え方について伺いたいと思います。先ほどの学校教育部門の主要な取組の中で働き方改革プロジェクトの設置もありましたけれども、そのプロジェクトがそういった管理をするのか、あるいは、まさにプロジェクトとこのプランの関係を説明していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

[加藤学校課長]

推進プランの施策を進めていくことで先ほど申しましたとおり、60時間を超過する教員の数を減らしていくということがございます。今年度入れさせていただきました出退勤管理システムがございます。これらを活用してそれらの確認ができるような状態ができております。先ほどのプロジェクトチームを発展させまして、それらをしっかり管理していく委員会といいますか、仮称でございますがプロジェクトチームを立ち上げて、その目標値の達成具合をしっかりと数字の上で確認しながら進めていきたいと考えております。

[米田教育長]

ほかにご質問はございませんか。

なければご意見をお願いいたします。真野委員。

[真野委員]

3ページ、4の(1)で、具体的にICTのシステムを入れてタイムマネジメントやっていますと、こういうことで出退勤の見える化とか時間の把握とか、そういうところから対策を考えて目標を決めて進めていくというところでいいかと思いますが、ほかに例えば8ページの(7)のところに、勤務時間外の業務が可能となることへの対応というところで、学校外でのいろいろな会議に参加するとか、そういったところがICTのこういう出退勤のシステムから取りこぼされることがないように、考慮をしていただければと思います。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。高木委員。

[高木委員]

繰り返しになりますけれども、やはり計画が中長期、5年、10年というスパンがあまりにも長いのではないかというふうには思います。いろいろ世の中の変化の速い時代でもありますし、とりわけ深刻な勤務実態があるということを踏まえれば、これはいろいろ財政面でのいろんな負担も含めて課題があることは重々承知はしているんですが、もう少し国や都含めて働きかけをしながら、全体的な達成のスケジュールを短くするように働きかけ、要望していただければと思いますので、よろしくお願いします。

[米田教育長]

濱屋委員。

[濱屋委員]

4ページのところで、出退勤時間の目標管理、※の2つ目で、出退勤時間の管理強化することが在宅業務を増やし、超過勤務の実態が埋没化することのないように注意する必要がありますという指摘は、とても大事なことではないかと考えます。ただ単に時間を減らせばいいというものではないはずです。一つのことに時間を使うということはほかのことができなくなることでありますから、本当に今、私たちは何をすればいいのかという意識を常に持っていく必要があると思います。そういった点では④のタイムマネジメントの定着活動事例の創出と共有などが大事なのではないかなと思いますので、是非これは各学校で先生方の取り組みで、いいなと思うものは共有を進めていっていただきたい、そのように考えます。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。西田委員。

[西田委員]

取り組みの方向性として東京都の5つの方向性がありますけれども、それに加えて日野市が3つ加えました。その中の特に8番の国・都への要望および働きかけ、これを是非進めていっていただきたいと思います。確かに教員の意識改革も大事ですし、教員業務の見直しとか業務改善の推進も大事です。ここに書かれている5つは大事なことですけれども、やはり何と言っても時代とともに教員の仕事量は増え続けてきました。どれも大事なこととして増えてきたわけですので、今の働き方改革を進める一つの大きな柱は、正規の教員の定数増を図ることにあると思うんです。これは各学校や市での努力だけではできないこ

とですので、是非、国や都への要望を継続的に続けていっていただきたいと思います。

[米田教育長]

今、西田委員からもお話がありました。意識改革、働き方改革は進めていきます。その中で日野市一市だけでは越えられないものが見えてきます。それは教員定数の問題であったり、制度的な問題であったり、それにつきましては他の市と連携しながら、都の力ももらいながら、国への働きかけをしっかりとやっていきたいと思います。

併せて第3次構想、日野市 未来に向けた学びと育ちの基本構想がベースにあるということ。子供たちの学びと育ちの環境はみんなで作っていくんだ。その中で教員は何を受け持つべきか。チームとしてやっていくというそういう発想ですね。

もう一つは、やはり教員は創造的な存在でなければいけない、クリエイティブな存在でなければいけない。大事なのは自分の時間ですよね。自分の人生の中で成すべきことは成し、人として厚みを増す、そういういろんな自分の中での、人生の中の出会い、それは学校という現場から離れて、自分の時間をいかに使って人としての厚みをいかにつけていくのか。それによって教育の本来のものに、それぞれが目指していくものを創造的にみんなで作っていくという、そんなことに進んでいきたいと思いますし、そういうことでいえば、この基本構想とこの働き方改革は一体として進めていきたいと思います。

[米田教育長]

ほかにご意見はございませんか。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立小・中学校における働き方改革推進プランの策定について、を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第47号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

議案第48号・日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第48号 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について

[加藤学校課長]

7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第48号・日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由でございます。平成32年度日野市立学校教科用図書の採択にあたって本要綱を制定するものでございます。

次のページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

こちらが制定する日野市立学校教科用図書採択要綱でございます。それでは要綱の条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条は、本要綱の目的を定めたものでございます。

第2条は、採択を行う教科用図書についてでございます。採択を行う教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書の中から採択を行うものでございます。採択を行う教科用図書は、小学校では新たに外国語活動を加えた13種目、中学校については既に32年度まで採択をいただいております。特別の教科 道徳を除く15種目となっております。

第3条は、採択の時期でございます。教科用図書の採択は、その年度の8月31日までとする規定でございます。教科用図書の採択につきましては、8月の教育委員会定例会で採択していただくよう事務手続きを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、第4条、第5条、第6条についてでございます。採択に関する組織として、審議会、教科委員会を設けること。また、組織の委員構成などについて定めたものでございます。審議会の委員につきましては委員12名の構成となっております。校長、副校長につきましては、それぞれ小学校から2名、中学校から1名の3名ずつの構成とさせていただきます。また、保護者の選任にあたりましては、より広い視野をもったPTAの代表から選任をしたいと考えており、小学校の保護者4名、中学校の保護者2名に入っ

ていただき、意見と審議を行ってまいりたいと考えております。

9ページでございます。

第7条、審議会の任務といたしましては、教育委員会に答申するまでの審議会、教科委員会、学校における任務についてを規定したものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

第8条、委員の資格についてでございます。こちら記載の各号のいずれかに該当する者は委員に就任することができないという規定でございます。

第9条につきましては、採択結果等の公表、公開について規定したものでございます。

第10条につきましては、守秘義務について規定されたものでございます。

10ページ最下段、付則についてでございます。この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行し、平成31年（2019年）8月31日限りでその効力を失うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第48号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

議案第49号・日野市立小中学校学校司書嘱託員設置要綱の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第49号 日野市立小中学校学校司書嘱託員設置要綱の制定について

[加藤学校課長]

17ページをご覧いただきたいと思います。

議案第49号・日野市立小中学校学校司書嘱託員設置要綱の制定について、ご説明させていただきます。

はじめに提案理由でございます。平成31年度から小中学校3校、小学校2校、中学校1校に学校司書嘱託員を設置するにあたって要綱を制定するものでございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

日野市立小中学校学校司書嘱託員設置要綱でございます。条文に沿ってご説明をさせていただきます。

第1条、任用の目的を定めたものでございます。

学校司書嘱託員を任用することにより、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資することを目的としております。

1つ飛ばしまして第3条でございます。任用基準でございます。

任用基準といたしましては、司書又は司書教諭の資格を有する者。2つ目として、子供好きで、子供の図書に興味関心があり、健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行することができる者。3つ目といたしまして、前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める要件を備えていること、としております。

少し飛びまして第6条でございます。職務内容についてでございます。

学校長の指示を受け、司書教諭等との連携のもと、1つ目として、学校図書館の図書の選定、収集、蔵書整理及び保管に関すること。2つ目として、児童生徒への図書の貸出し及び返却に関すること。3つ目として、児童生徒への読書に関する指導及び啓発に関すること。4つ目として、学校図書館を活用した授業等の支援に関すること。5つ目として、その他小中学校における読書活動の推進に関すること。6つ目として、前各号に掲げるもののほか、学校長が必要と認める職務、としております。

また、このあと第7条以降は、嘱託員の雇用について、日野市として共通する規定を準用しているものでございます。

21ページをご覧いただきたいと思います。

付則でございます。この要綱は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市立小中学校学校司書嘱託員設置要綱の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第49号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

議案第50号・日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第50号 日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

[加藤学校課長]

23ページをご覧いただきたいと思います。

議案第50号・日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、ご説明させていただきます。

提案理由でございます。学校に出退勤管理システムを導入し、教育職員の在校時間の適切な把握と意識改革の推進を行うため、必要な規定の整備を行うものでございます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思います。

はじめに第6条でございます。従来、学校に出勤した際には出勤簿に押印していたものを、出退勤管理システムにより出勤時間を記録するように改めるものでございます。

次に第10条の第2項でございます。新たに、下校する際は出退勤管理システムに下校時間を記録するよう改めるものでございます。

次のページ、26ページとなります。

第11条でございます。週休日等の登校について規定したものでございます。第1項として、登校する際にはあらかじめ上司にその旨を届け出ること。第2項といたしましては、週休日等についても出退勤管理システムにおいて出勤時間を記録するように定めたものでございます。

24ページをご覧いただきたいと思います。

付則でございます。この規程は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第50号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

次に、議案第51号・東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第51号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について

[加藤学校課長]

議案書27ページをご覧いただきたいと思います。

議案第51号・東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について、ご説明をさせていただきます。

はじめに提案理由でございます。平成31年3月31日をもって東光寺小学校学校運営協議会委員の任期が満了となるため、日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、任命するものでございます。

次のページ、28ページをお開きいただきたいと思います。

今回任命をさせていただきます15名の委員の名簿でございます。

名簿の左から氏名、住所、また備考欄には第8条で規定する保護者や地域住民などの選出区分が記載されております。また、一番右側には、今回の任命により何期目の任命になるのかを記載させていただいております。

最後に、任期につきましては、平成31年(2019年)4月1日から平成33年(2021年)3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第51号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

議案第52号・日野市立学校の学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第52号 日野市立学校の学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

[加藤学校課長]

31ページをご覧いただきたいと思います。

議案第52号・日野市立学校の学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、説明をさせていただきます。

はじめに提案理由でございます。平成30年4月1日より委嘱しておりました学校薬剤師から解嘱願が提出されたため、その後任者を委嘱するものでございます。

32ページをご覧いただきたいと思います。

1. 平成31年度(2019年度)学校薬剤師委嘱者(変更分)でございます。委嘱をお願いする薬剤師の学校名、科別、氏名、住所が記載されております。

2. 任期でございます。任期は、平成31年(2019年)4月1日から前任者の残任期間となります平成32年(2020年)3月31日までとなります。

3. 学校薬剤師解嘱者でございます。今回解嘱する薬剤師の学校名、科別、氏名、住所となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市立学校の学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第52号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

議案第53号・日野市立教育センター所長の任命について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第53号 日野市立教育センター所長の任命について

[阿井教育センター事務長]

議案第53号・日野市立教育センター所長の任命について、ご説明を申し上げます。

提案理由でございます。平成31年3月31日をもって日野市立教育センター所長の任

期が満了となるため、新たに任命するものでございます。

34ページをご覧ください。

任命者の氏名、住所は記載のとおりでございます。

任期でございます。平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日までとなっております。

以上でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市立教育センター所長の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第53号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

議案第54号・日野市適応指導教室設置要綱の全部を改正する要綱の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第54号 日野市適応指導教室設置要綱の全部を改正する要綱の制定について

[阿井教育センター事務長]

議案第54号・日野市適応指導教室設置要綱の全部を改正する要綱の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由でございます。言葉から受ける印象の影響を鑑み適切な標記へと改めるため、日野市適応指導教室設置要綱の全部を改正するものでございます。

36ページをご覧ください。

名称でございます。日野市適応指導教室（わかば教室）を日野市わかば教室に改めます。

次に、第2条で目的を明確にしております。第2条で事業の内容を規定し、第4条の1号で、従前より日野市わかば教室の入室範囲を拡大いたしました。市内在住で学校教育法に規定する学校に在籍する児童・生徒としました。これに合わせて様式変更、文言整理を行いました。

38ページ、付則でございます。

この要綱は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。真野委員。

[真野委員]

今回、入室対象者が先ほどお話があったように拡大されたということで、市内に在住している子供たちが市外の学校に通っている場合も対象になるということで、すごくいい改正になっているかなというふうに思います。

[米田教育長]

ほかにご意見はございますか。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市適応指導教室設置要綱の全部を改正する要綱の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第54号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

議案第55号・日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第55号 日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

[阿井教育センター事務長]

議案第55号・日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由でございます。日野市適応指導教室設置要綱の全部改正に伴い、日野市立教育センター設置条例施行規則の関連条文の一部を改正するものでございます。

55ページをお開きください。

日野市立教育センター設置条例の一部を改正する規則の新旧対照表になります。

第5条でございます。第1号の「日野市立わかば教室の管理及び運営に関すること。」という記載に改めさせていただきます。「学校生活への適応についての相談及び援助に関すること。」というものをより明確な形で表わすことにいたしました。

付則でございます。この規則は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。日野市立教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第55号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

議案第59号・教育委員会職員人事について、事務局より説明をお願いいたします。

○議案第59号 教育委員会職員人事について

[山下教育部長]

追加議案になります。

議案第59号・教育委員会職員人事について、ご説明を申し上げます。

提案理由でございます。教育委員会職員に対して人事発令を行うものでございます。

次のページ、2ページ目をお開きください。

こちらは、平成31年3月31日付の発令でございます。

続きまして3ページから5ページまででございます。

こちらは、平成31年4月1日付の発令でございます。

さらに次の6ページでございます。

平成31年4月1日付の再任用の発令でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければご意見を伺います。

[米田教育長]

なければご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。教育委員会職員人事について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第59号は原案のとおり可決されました。

[米田教育長]

報告事項第27号・行政情報の公開請求、について事務局より報告をお願いします。

○報告事項第27号 行政情報の公開請求

[]

議案書 55 ページになります。

報告事項第 27 号・行政情報の公開請求、についてでございます。

次のページをお開きください。

請求の案件は 2 件ございます。それぞれ、請求日、決定日、請求件名、決定内容は、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。ご質問、ご意見がございましたらお願ひします。

[米田教育長]

なければ報告事項第 27 号を終了いたします。

[米田教育長]

報告事項第 28 号・図書館の立川市及び国立市との相互利用開始について、事務局より報告をお願ひいたします。

○報告事項第 28 号 図書館の立川市及び国立市との相互利用開始について

[飯倉図書館長]

69 ページをお開きください。

報告事項第 28 号・図書館の立川市及び国立市との相互利用開始について、でございます。

1 枚めくっていただきまして 70 ページをご覧ください。

このたび日野市が立川市及び国立市と互いの市に在住する市民を対象に図書館の相互利用を開始することを報告いたします。なお、立川市と国立市は既に相互利用を行っているため、今回は立川市と日野市及び日野市と国立市の相互利用を開始するものでございます。

日野市は平成 20 年に「京王線沿線七市図書館相互利用協定」を締結しておりまして、現在、日野市民は八王子市・町田市・府中市・調布市・多摩市・稲城市の図書館で本の貸出等のサービスを利用することができます。

一方、JR 中央線沿線や多摩都市モノレール沿線での相互利用を望む日野市民の声も伺っていたところでございます。平成 29 年 1 月に立川市近隣の 9 市による広域連携サミットが 10 年ぶりに開催されました。このことを一つのきっかけとして、立川市及び国立市との図書館の相互利用を行うことができないか、両市との調整を重ねてまいりました。

ここで調整が整いましたので、3 月 27 日付にて図書館の相互利用に関する協定を立川市及び国立市とそれぞれ締結いたしました。相互利用の開始は平成 31 年 5 月 22 日水曜日からといたします。なお、相互利用の共通カードは作りませんので、利用する市の図書館でそれぞれ登録をしていただくこととなります。

このことにより、日野市民は日野市を含む 9 市の図書館の利用が可能となり、生活動線上で図書館を利用したいという市民の要望に応えられるものと考えております。

以上、報告を終わります。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了しました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

[米田教育長]

なければ、報告事項第28号を終了いたします。

[米田教育長]

これより議案第56号・議案第57号・議案第58号・議案第60号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。なお、本件の終了をもって、平成30年度第12回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係職員以外退室)

「教育委員会職員の分限休職について」

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教職員の内申の専決処分について」

「日野市立学校長の措置について」

は公開しない会議の中で審議。

[米田教育長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて平成30年度第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 16時00分